

鹿部小学校で
消防車の写生会



とじておきましょう



十月十五日、鹿小で一年生の写生会が行われました。
消防支署のおじさんから写生会に入る前に、消防車のはたらきなどの説明をうけ車に乗ったりして楽しんだのち写生会に入り、前や横からおもいおもいに消防車を描いていました。

村民の社会福祉向上と 産業の振興に 最善の努力



村財政の公表

地方自治法、地方公営企業法の定めるところにより、村長は年一回、財政に関する事項を公表することになっております。昭和五十二年四月一日から、五十二年九月三十日までの一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、ミンク飼育事業特別会計、水道事業会計のそれぞれ、歳入、歳出予算の執行状況、財産、地方債及び一時借入金現在高をここに公表します。

《村財政の動向》

昭和五十二年の村財政は、五十一年度に引き続き厳しい状況にあり、国と同一の基調により、歳入面において、更に厳しい現況で

● 一般会計の概要

昭和五十二年における九月三十日現在の歳入、歳出予算は、それぞれ、十億一千四百九十三万六千円で当初予算に比べ一億八百七十九万三千円、十二%の増加となっております。

本年度における主な事業は、大岩地区干場造成事業、公営住宅建設事業、鹿部会館建設事業、老人福祉バス購入事業、出来湖地区道路整備事業、水産振興(船揚場、並型魚礁、投石、アワビ、ウニ)事業等が主なものとなっております。これらの外に医療費対策、教育振興に努力しております。

※他会計への運用
運用先 水道事業会計へ
百五十万円

※公債費の状況
公債費(村の長期借入金)の借入現在高は、昭和五十一年度末で五億三千八百二十一万円となっております。九月三十日現在までの本年度の借入はありませんが、現在の予算で一億五百二十万円の借入を見込んでおります。

※国保会計の他会計への運用
運用先 水道事業会計へ
百万円

あります。この中において景気回復に資するため、住民生活充実の基盤となる公共事業等の推進及び社会福祉施策の充実に重点的に財源配分を行うことを基本として努力しております。

● 特別会計の概要

国保会計は、皆さんが健康で豊かな生活を送るため社会補償制度の一つとして実施しておりますが近年の医療費の増加により非常に厳しい財政の中であり、今後とも住民の皆さんの「早期診断と早期治療」に心掛け下さい。

ミンク会計は、九月末において当初予算に比べ一千七百五十万円の増であり、水道会計に対する貸付金一千七百五十万円であり、水道会計のメーター器取り替え工事の財源となっております。

水道会計は、例年のとおり、諸物価上昇に伴い資料等も値上りしておりますが、これらに反し村内水産加工場等の使用水量が二百海里等に関連し、予定より大幅な収入減となっております。

また、今年度より計量法に基づきメーター器の取り替え工事を実施しております。

※国保会計の他会計への運用
運用先 水道事業会計へ
百万円

＝ 一般会計 ＝

歳入

予算額	収入額	収入割合	収入科目
千円	千円	(%)	
181,906	155,982	85.7	村 税
12,424	4,371	35.2	地 方 譲 与 税
9,087	3,946	43.4	娯 楽 施 設 利 用 税
9,254	3,846	41.6	交 通 税
1,994	0	0.0	自 動 車 取 得 税 交 付 金
323,397	235,901	72.9	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 税
480	0	0.0	地 方 交 付 税
2	0	0.0	交 通 別 安 全 対 策 金
21,563	10,042	46.6	分 担 金
92,382	29,209	31.6	使 用 料 及 び 手 数 料
47,999	10,458	21.8	国 庫 支 出 金
14,860	3,662	24.6	道 支 出 金
3,475	3,475	100.0	財 産 収 入
85,105	0	0.0	寄 附 金
1	0	0.0	繰 入 金
105,807	22,217	21.0	繰 越 金
105,200	0	0.0	諸 収 入
1,014,936	483,109	47.6	村 債
	△ 1,500		合 計

歳出

支出科目	支出割合	支出額	予算額
	(%)	千円	千円
議 会 費	44.5	12,530	28,163
総 務 費	38.4	73,585	191,641
民 生 費	37.3	52,097	139,565
衛 生 費	13.1	5,613	42,948
勞 働 費	9.5	46	482
農 林 水 産 業 費	39.5	46,775	118,405
商 工 費	84.8	12,421	14,643
土 木 費	57.3	90,121	157,348
消 防 費	62.7	34,766	55,466
教 育 費	37.4	62,731	167,752
災 害 復 旧 費	8.7	1,046	12,026
公 債 費	41.3	34,334	83,197
諸 支 出 金	3.0	39	1,300
予 備 費	0	0	2,000
合 計	42.0	426,104	1,014,936

公債の状況

Table with 5 columns: 借入先別, 前年度末現在高, 52年4月1日から9月30日までの借額, 52年4月1日から9月30日までの償還額, 未償還元金. Rows include 政府資金, 内 資金運用部, 訳 簡易保険局, etc.

ミンク飼育事業特別会計

Table with 6 columns: 歳入科目, 予算額, 52年4月1日から9月30日までの収入の割合, 支出科目, 予算額, 52年4月1日から9月30日までの支出の割合. Rows include 財産収入, 分担金及び負担金, etc.

ミンク飼育頭数

Table with 6 columns: 種類, 成牡, 成牝, 仔牡, 仔牝, 計. Rows include サファイヤ, バイオレット, ラバンダー, etc.

行政財産及び普通財産

(単位㎡)

Table with 6 columns: 区分, 前年度末現在高, 52年4月1日から9月30日までの現在高, 前年度末現在高, 52年4月1日から9月30日までの現在高, 現在高. Rows include 本庁舎, 公共用財産, 山林宅地, etc.

出資による権利

Table with 4 columns: 区分, 前年度末現在高, 52年4月1日から9月30日までの現在高, 現在高. Rows include 備荒資金組合出資金, 北海道漁業信用基金協会出資金, etc.

財政調整基金

Table with 4 columns: 区分, 前年度末現在高, 52年4月1日から9月30日までの現在高, 現在高. Rows include 現金.

有価証券

Table with 4 columns: 区分, 前年度末現在高, 52年4月1日から9月30日までの現在高, 現在高. Rows include 株券, 社債券.

国民健康保険事業勘定特別会計

Table with 6 columns: 歳入科目, 予算額, 52年4月1日から9月30日までの収入の割合, 支出科目, 予算額, 52年4月1日から9月30日までの支出の割合. Rows include 国民健康保険税, 使用料及び手数料, etc.

水道事業会計

Table with 6 columns: 収入科目, 予算額, 52年4月1日から9月30日までの収入の割合, 支出科目, 予算額, 52年4月1日から9月30日までの支出の割合. Rows include 収益的収入, 営業収益, 営業外収益, etc.

第三回

村政功労者表彰



葛西武夫氏

札幌国税局長表授彰

鹿部村納税貯蓄組合連合会々長として多年にわたり、納税貯蓄組合の育成と納税思想の普及向上に努めた功績が認められ十一月四日札幌市に於いてその授彰式がありました。



秋晴れの十一月三日、鹿部中央公民館において昭和五十二年の村政功労者表彰式が行なわれました。村長の式辞に続き被表彰者一人一人に表状と記念品が手渡され、被表彰者を代表して葛西八百三氏より謝辞が述べられたあと、懇親会に入り、昔の苦勞話に花を咲かせ、なごやかに終りました。

今年度の被表彰者は次のとおりです。

葛西八百三殿

氏は、永年農業委員会委員として貢献され、この間会長を二期、副会長一期を歴任され、当村の農地行政に多大の貢献をされました。

若山正直殿

氏は、昭和二十七年四月から二十五年間にわたり、消防活動に従事され、この間第二分団班長、部長を歴任され、現在第二分団副分団長として今日に及び、消防の使命達成に寄与されました。

竹ヶ原リツ殿

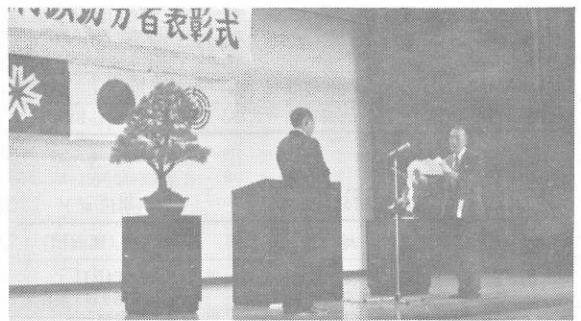
氏は、昭和二十八年婦人会結成以来、組織づくりに貢献され、その間会長、副会長を歴任、環境衛生事業や社会教育活動に協力され、保健衛生、並びに社会教育の振興に多大の貢献をされました。

野場ナミ殿

氏は、昭和二十八年婦人会結成以来、組織づくりに貢献され、その間には環境衛生事業や社会教育活動に協力され、保健衛生、並びに社会教育の振興に多大の貢献をされました。

瓜田ヤス子殿

氏は、昭和二十八年婦人会結成以来、組織づくりに貢献され、その間には環境衛生事業や社会教育活動に協力され、保健衛生、並びに社会教育の振興に多大の貢献をされました。



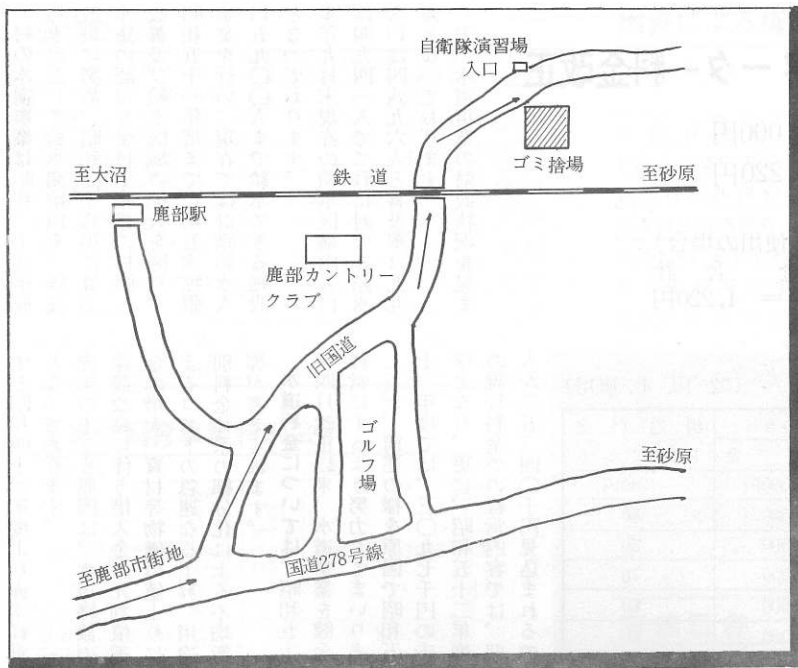
街を自然を美しく

吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean

たばこは村内で買いましょう。





住みよい環境づくりは
住民の手で

十一月一日から

ゴミ捨場が

かわりました

今まで皆さんが利用してきまし
た通称、抜石坂のゴミ捨場を閉鎖
し、自衛隊の演習場入口の道路下
に新設しました。ゴミを捨てる
場合は必ず新しいゴミ捨場を利用
してください。

広報トピックス

鹿中で校内

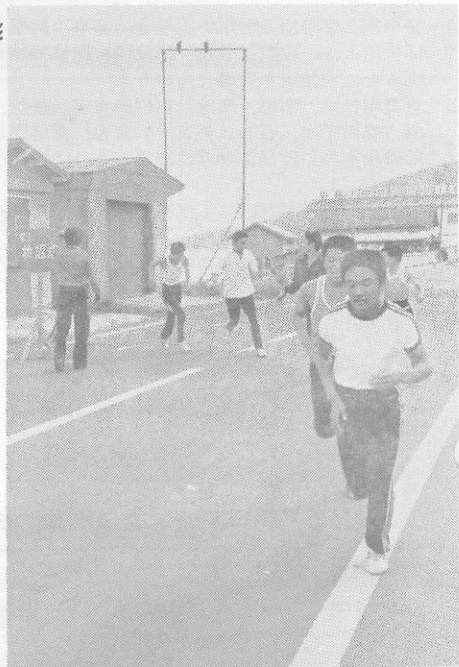
マラソン大会

十月十五日、鹿部中学校で全校
マラソン大会が行われました。
グランドをスター
ト、男子は、常呂川
を折り返す八キロ、
女子はホテルニュー
鹿部を折り返す四キ
ロのコースを力走し
ました。沿道では、
お母さん達が盛んな
声援をおくっていま
した。



鹿部幼稚園で交通安全
の指導をうけました。

十月三十一日、幼稚園で交通ル
ールをおぼえようと横断歩道のわ
たり方や手動式信号器の使い方
を勉強しました。



老人健康診断
いこいの家で
実施

十月四日と十二日の二日間、い
こいの家で老人を対象に健康診断
を行いました。
レントゲンを撮ったり尿の検査
をしてもらったりしていました。



10月から水道料金とメーター料金改正

一般家庭10トン 1,000円

メーター料金13% 220円

料金計算方法

(家庭用基本水量10m³ 使用の場合)
 水道料金 メーター料金 合計
 1,000円 + 220円 = 1,220円

水道使用料金表 (52, 10, 1. 適用)

種別	料率 用途別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金 1m ³ につき
		基本使用水量	料 金	
専 用	家 事 用	10m ³ まで	1,000円	80円
	団 体 用	15 "	1,500	80
	営 業 用	20 "	2,000	80
	水産加工業用①	100 "	8,000	70
	水産加工業用②	1,000 "	70,000	60
給 水	特 殊 用	1,000 "	60,000	60
	臨 時 用	10 "	3,000	250

附 記

- 家事用と業務用と併用する場合は家事用料率とする。
- 団体用とは、役場、学校、郵便局、漁協事務所及びこれらに準ずるものが使用する場合をいう。
- 営業用とは、浴場、旅館、料理飲食店、医院、理美容院、製造業、整備工場、石油スタンド、畜舎、養殖施設、営業用事務所、船舶給水等、及びこれらに準ずるもので営業用に使用するものをいう。
- 水産加工業用①とは、1ヶ月当りの使用水量が1,000m³以下、及び通年しないものをいう。
- 水産加工業用②とは、通年使用し、かつ、1ヶ月当りの使用水量が1,000m³以上のものをいう。
- 特殊用とは、ミンク飼育場、漁業栽培センター、渡島リハビリセンターが使用するものをいう。
- 臨時用とは、工事事務所、別荘等季節的に使用するもの及びこれらに準ずるものをいう。

水道メーター使用料金表

メーター口径区分	1ヶ月メーター使用料	摘 要
13 mm	220 円	
20	260	
25	270	
40	390	
50	1,580	
75	1,850	

附 記

- 昭和53年4月1日以後において設置した新規及び更新のメーターについては設置実費額を基準として村長の定める額とする。

村の水道事業は昭和二十八年簡易水道として給水開始以来、施設改良に努め、昭和三十八年には上水道の認可を受けて施設の拡張・改善及び給水区域の拡大を図り、昭和五十一年度までに第五次拡張事業を行い、現在では計画給水人口五九〇〇人まで給水できる施設となっております。

本年九月末現在の給水区域内人口は四九四一人でこれに対する給水人口は四八九六人と普及率は九九%となっております。

一方、水道事業の財政状況を見ま

すと昭和四十六年度より赤字経営となっております。

赤字の主なる原因は、水道施設の建設改良に伴う借入金元利償還金の増大、資材等物価の値上りによるコストの急速なる上昇、用途別料金体系の細分化による不均衡等が考えられます。

水道料金については、昭和五十年四月改正以来、水道事業を健全経営にするよう努力してまいりましたが、前述の様な原因で昭和五十一年度では、三〇九七千円の赤字となり、更に、昭和五十二年の現行料金での経営内容では、収入が二五三四〇千円見込まれるの

に對し、経費が二八八四〇千円で三五〇〇千円程度が不足となる見込みであります。

水道事業は企業会計であることから独立採算性を建前とし、料金収入で経営をまかなうことになっております。したがって水道事業の健全経営を維持するためには、どうしても水道料金を改正しなければならなくなりましたので、このような事情をご理解いただきよろしくご協力をお願い致します。

改正の内容は別表のとおりで十一月検針分より新料金となりますが、用途区分を大幅に整理いたしまして七種目に改め、給水原価を

割らない額を基本とした結果、改訂額は一般家庭用10m³まで現行七〇〇円が一〇〇〇円に改正されます。

又、メーター使用料については昭和四十五年一月に料金制定以来一度も改正されておりませんが、今回昭和四十四年に取付けたメーターを計量法の規定に基づき取替えなければなりませんので、それに伴いメーター使用料を改正することになりました。

昭和四十四年取付けた当時は家庭用13%メーター一個が五一〇〇円で購入することができましたが、現在では同じ13%メーターは一個

一五六〇〇円と三倍にもなっており、昭和四十五年以降に取付けたメーターについては毎年のメーターの値上りを考慮せずに昭和四十四年取付けた当時の価格計算で各家庭から一ヶ月一〇〇〇円の使用料よりいただいていたため、毎年の値上り分だけ赤字になっていた訳です。

改正の内容は別表のとおりですが、家庭用の13%メーターの使用料は現行一〇〇円が二二〇円に改正されます。

!!国民年金の請求を

忘れておりませんか!!

◎国民年金は、六十五歳になって自動的に本人にお金を支払われることはありません。

六十五歳になったら印鑑と、国民年金手帳を持って、役場に備え付の裁定請求用紙に所定の事項を記入し、国民年金係に提出下さい。

◎福祉年金は明治四十四年四月一日以前に生れた方が七十歳になった時、本人の請求によって受ける



ことが出来ます。

これには色々規制があって、たとえば、本人の所得が八十万以上又は配偶者、扶養義務者が五百七十三万三千円以上あった場合支給が停止されます。

(但し、扶養者が一人増ごとに、二十一万三千円を加算した額となります。)又、他の年金が三十三万以上支給されていた場合もやはり停止されます。

請求するさいは、印鑑と住民謄本及び、他の年金を受けて居る場合、その年金証書も持参して戴きます。

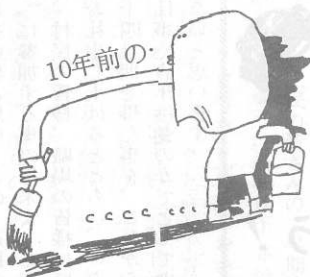
なお、国民年金について、解らない点がありましたら国民年金係にご相談下さい。

国民年金保険料を

キチント納めておりますか

国民年金の保険料は未納期間、二年を経過したとき、時効によって消滅します。

過去に未納期間のある人、或いは、未納期間がないと想っている方でも、年金をもらったら、他の人より少ないといったケースがあります、今一度、納付期間を確かめ、未納期間のある人は、早目に納め将来に万全を計って下さい。



集金員にご協力を

国民年金保険料の八十四パーセントが町内会の集金員を経由して納付されておりますが、最近、集金員にとって困ったことが出来たと云うことです。それは、集金にいても、留守家庭が多く一度ではなかなか集金が出来ず、二度、三度と足を運ぶことが多いということです。又保険料も、たまることなきものです。国民年金は皆さん一人一人のものですからお互いに協力しあい未納のないよう、町内会で集金員日を決めるとか、その日留守の場合は集金員の方に届けるなど心遣いをして頂きたいものです。

道先一家 工藤 謙



村の人口 (52.9.30 現在)

()は前月比です。

世帯数	1,206世帯 (+5)
総人口	4,977人 (+8)
男	2,471人 (+13)
女	2,506人 (-5)



—あなたは滞納していませんか—
 村道民税 固定資産税、
 軽自動車税納期過ぎる
 12月は保険税(7期分)の納期です。

